資料１

電波監理審議会会長会見用資料

平成２４年１１月２８日

広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る異議申立てに関する決定案について（平成19年3月23日付け付議第1号他15件）

（連絡先）
電波監理審議会事務局
総務省総合通信基盤局総務課
（成田課長補佐、安倍係長）
電話：０３－５２５３－５８２９
付議担当課
総務省総合通信基盤局電波部電波環境課
（臼井電波監視官、黒田係長）
電話：０３－５２５３－５８７５

広帯域電力線搬送通信設備（ＰＬＣ機器）の型式指定処分に係る異議申立てに関する決定案について

１　決定案の対象となる異議申立て

異議申立人	付議番号	付議年月日
アマチュア無線家及び短波放送受信者115名	平成19年付議第１号	平成19年３月23日
	平成19年付議第２号	平成19年５月16日
	平成19年付議第３号	平成19年７月11日
	平成19年付議第４号	平成19年９月12日
	平成19年付議第22号	平成19年11月14日
	平成19年付議第23号	平成19年12月12日
	平成20年付議第３号	平成20年３月12日
	平成20年付議第４号	平成20年５月21日
	平成20年付議第６号	平成20年７月９日
	平成20年付議第９号	平成20年12月10日
	平成21年付議第２号	平成21年２月４日
	平成21年付議第５号	平成21年６月10日
アマチュア無線家及び短波放送受信者102名	平成21年付議第６号	平成21年11月26日
アマチュア無線家１名	平成21年付議第７号	平成21年11月26日
アマチュア無線家及び短波放送受信者101名	平成22年付議第１号	平成22年３月10日
	平成23年付議第１号	平成23年３月９日

２　異議申立ての概要

広帯域電力線搬送通信設備（以下「ＰＬＣ機器」という。）は、家庭等の屋内の配線を利用して２～30MHｚ帯の電気信号を伝送することによりインターネット通信や家電管理等を行う通信ネットワーク機器であり、総務大臣の型式指定処分を受けた場合には、総務大臣の個々の許可を受けずにＰＬＣ機器を設置することができることとされている。

総務大臣が行ったＰＬＣ機器の型式指定処分について、アマチュア無線局を開局している者（開局免許取得者）及び開局免許は受けていないが同周波数帯を使用するアマチュア無線局の操作ができる無線従事者資格を有する者（無線従事者資格取得者）並びに短波放送受信者より、以下の主張に基づく異議申立てがなされた。

・　ＰＬＣ機器が屋内配線を利用して２～30ＭＨｚの周波数帯の電気信号を伝送することにより漏洩電波が発生し、その漏洩電波によって同周波数帯に含まれる同じ周波数を使用してアマチュア無線通信を行い又は短波放送を受信していた異議申立人らは、無線通信又は短波放送受信が不可能となるか著しく困難になるという重大な損害を被ることになるため、ＰＬＣ機器の型式指定処分の取消しを求める。

・　ＰＬＣ機器の型式指定処分を行う際に審査の基準とされる技術基準は、他の無線利用に継続的に重大な障害を生じさせるものであるため、総務大臣が行った型式指定処分は、いずれも総務大臣に与えられた裁量権の範囲を超え又は濫用したというべきであって違法であるから、本件型式指定処分を取り消し、技術基準における許容値及び測定法を見直すべきである。

３　議決した決定案の概要（議決した日：平成 24 年 11 月 28 日）

以下の理由により、総務大臣の型式指定処分は電波法によって与えられた裁量権の範囲を逸脱するものではなく、違法と判断することができないため、アマチュア無線家からの異議申立てを棄却する。

・　許容値及び測定法は、科学的に別の理論や方策等を考える余地があるとしても、漏洩電波の有無・程度を客観的かつ現実的に評価できるようにとの観点から導出されたものであり、合理性が認められる。

・　本件技術基準による規制は、他の無線設備との共存を図るための予防的措置であり、100%混信を防ぐことを保障するものではない。万が一ＰＬＣ機器からの漏洩電波により他の無線設備に継続的・重大な障害が発生した場合には、総務大臣は障害除去のために事後的措置を発令して対応することとされている。

・　障害の発生可能性が一時的ないし限定的である限り、国による事前の規制を必要な程度に留め、障害が万が一発生した場合は事後的措置により対処する方策は、電波法の趣旨（電波の公平かつ能率的な利用の確保（電波法第１条)）に適うものと考えられる。

・　市販されているＰＬＣ機器からの漏洩電波によって他の無線利用が継続的

かつ重大な混信等を受けたとの事実は確認されていない。

・ 総務大臣がアマチュア無線の開局免許取得者に対し特定の周波数の電波利用を許容するとしても、常に他の電波の一時的混信のないことまで保障するものではなく、本件において、申立人らの被害は、仮にあったとしても受忍すべき限度を超えるものではないといわざるを得ない。

なお、短波放送受信者からの異議申立てについては、電波法上、短波放送受信者が送受信における特定の周波数の電波の利用を許された者ではないこと、及び放送法上、短波放送を受信する利益が一般的公益に吸収解消される性質のものであり個々人の個別的利益として保護された法律上の利益とは認められないことから、申立人には異議申立適格がないと判断し、却下する。

（別　紙）

平成１９年３月２３日付け付議第１号他１５件の付議事案の決定案の議決に係る総務大臣への要望

1　ＰＬＣ機器の型式指定の制度化（平成 18 年 10 月）から既に約６年が経過して、ＰＬＣ機器が数十万台普及し、今後も増加する傾向にあるところ、総務大臣において、これまでにＰＬＣ機器からの漏洩電波による継続的かつ重大な混信は確認されていない。

2　しかし他方、これまでのところ継続的かつ重大な混信が認められないとしても、本件異議申立人ら及び参考人らの供述やその他の証拠資料からは、ＰＬＣ機器から流れ込むコモンモード電流のみの規制では、一定の条件においては電力線上で発生する漏洩電波を確実に一定レベルに規制することができない可能性があることも否定できない。

3　我が国においても主要なＰＬＣ機器の製造業者が、電波法上の規制によるのではなく自発的にではあるが、アマチュア無線が使用する周波数帯に対するノッチフィルターの挿入による漏洩電波の低減化対策を行っているのが実状である。しかし、上記の重大な混信が確認されないことがノッチフィルターの効果によるものか、その関連性は不明である。

製造業者の立場からは、ノッチフィルターの挿入により自社製品が妨害を引き起こすリスクを避けようとする一方、使用帯域の一部制限や製造コストの上昇といったデメリットも甘受していることになる。

4　さらに、平成 18 年 6 月 29 日付けの情報通信審議会の答申においては、「今後、高速ＰＬＣ設備が実用に供された段階で無線利用との共存状況について把握し、必要に応じて許容値及び測定法を見直すことが重要である」とし、また「高速ＰＬＣ設備の漏洩電波に関して、無線通信規則の改正やＣＩＳＰＲ規格が策定された場合は、必要に応じて許容値及び測定法を見直すことが重要である」とされている。この後段については、現在までのところ国際ＣＩＳＰＲ等の国際標準化機関による規格化・標準化には至っておらず、必ずしも条件を充たしているわけではないが、欧州において議論があることは確かである。

５　以上の諸事情を考慮すると、将来の予防的観点及び技術の導入に対する社会的理解の促進の観点から、ＰＬＣ機器と他の無線設備の共存がより一層確実に担保されるとともに、可能な限り国際的に整合性のある規格となるように、我が国の技術基準及び測定法を見直し、ノッチフィルター内装の有効性、必要性等を含めて、技術的事項や規制の在り方等について早期に検討を開始し、その正当性につき一定の判断を行うのが適当である。

６　その際には、ＰＬＣ機器からの電波漏洩による障害発生の可能性が排除できない以上、ＰＬＣの導入による社会的な便益及び障害発生の可能性の程度、並びに万一障害が発生した場合の対策を、できる限り具体的に検討するべきである。また今後、ＰＬＣ機器の型式指定の範囲を拡大することの是非を検討する場合にも、以上の点につき考慮を尽くすべきである。

以上、要望する。

平成２４年１１月２８日
電 波 監 理 審 議 会

資料２

電波監理審議会会長会見用資料

平成２４年１１月２８日

株式会社ひのきから申請された総務大臣裁定の申請に対する拒否処分に係る異議申立てに関する決定案について（平成23年12月9日付け付議第3号）

（連絡先）
電波監理審議会事務局
総務省総合通信基盤局総務課
（成田課長補佐、安倍係長）
電話：０３－５２５３－５８２９
付議担当課
総務省情報流通行政局衛星・地域放送課
地域放送推進室（飯村課長補佐、下澤係長）
電話：０３－５２５３－５８０９

株式会社ひのきから申請された総務大臣裁定の申請に対する拒否処分に係る異議申立てに関する決定案について

１　決定案の対象となる異議申立て

異議申立人	付議番号	付議年月日
株式会社ひのき	平成 23 年付議第 3 号	平成 23 年 12 月 9 日

２　異議申立ての概要

有線テレビジョン放送事業者が他の放送事業者の放送を受信し、その再放送をするには、当該他の放送事業者の同意（以下「再放送同意」という。）を得ることが必要である。両者間の協議が調わない等の場合を想定して、放送法には総務大臣による裁定（第 144 条）の制度が設けられている。

これに基づき、株式会社ひのき（申立人。徳島県上板町、北島町及び松茂町を業務区域とする有線テレビジョン放送事業者）から讀賣テレビ放送株式会社（近畿広域圏を放送対象区域とする地上基幹放送事業者）に対し、デジタル放送の再放送同意を求めていたところ、両者間の協議が調わないとして、申立人が平成 23 年 6 月 21 日付けで総務大臣に再放送同意に係る裁定の申請を行った。

この申請に対して、総務大臣は、その後の協議において当事者が歩み寄る余地がないとは認められないため、当該申請は「基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないとき」という放送法第 144 条第 1 項の裁定申請の要件を満たしていないとして、同年 10 月 20 日付けで当該申請に対して拒否処分を行った。

本件は、この拒否処分に係る判断は、「事実経過を誤認し、放送法第 144 条第 1 項の解釈適用を誤っており、違法不当である」として、申立人から同年 11 月 7 日付けで総務大臣に対して異議申立てがあり、同年 12 月 9 日付けで当審議会に付議されたものである。

３　議決した決定案の概要（議決した日：平成 24 年 11 月 28 日）

異議申立手続において提出された主張及び証拠に基づく審議の結果、「協議が調わないとき」に該当する状況にあると認めることができ、放送法第144 条の要件を満たしているから、本件裁定申請につき総務大臣が行った拒否処分は、これを取り消す。

資料３

電波監理審議会会長会見用資料

平成２４年１１月２８日

電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案について（平成24年11月28日　諮問第36号）

［エリア放送制度改正に伴う制度整備］

（連絡先）

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

（成田課長補佐、安倍係長）

電話：０３－５２５３－５８２９

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課地域メディア室

（安澤課長補佐、齊藤主査）

電話：０３－５２５３－５７３７

総務省情報流通行政局放送技術課

（山野課長補佐、五通係長）

電話：０３－５２５３－５７８３

総務省情報流通行政局衛星・地上放送課地域放送推進室

（遠藤課長補佐、安齋係長）

電話：０３－５２５３－５７９９

諮問第36号説明資料

電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案について～エリア放送制度の見直し～

１　諮問の概要

ホワイトスペース※の活用については、「新たな電波の活用ビジョンに関する検討チーム」報告書（平成22年７月30日）において、平成23年度中に放送型システムの制度化を行うこととされ、エリア放送の制度は、他のホワイトスペース利用システムに先行して平成24年３月に制度化を行った。

このエリア放送の制度化に当たっては、UHF帯を使用する他のホワイトスペース利用システムがホワイトスペースを共用するための技術面、運用面での具体的な検討について、ホワイトスペース推進会議等において平成24年度中に行われる予定であることから、平成25年度以降のエリア放送の制度については、当該検討等を踏まえ、別途見直しを行うこととしていたところ。

本諮問事項は、当該検討等を受け、ホワイトスペースを活用したエリア放送に係る制度改正を行うもの。

※ホワイトスペース：放送用などの目的に割り当てられているが、地理的条件や技術的条件によって、他の目的にも利用可能な周波数。

２　制度整備の概要

（１）電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を改正する省令案

エリア放送を行う地上一般放送局の免許の有効期間を一年と定めていたものを、その他の無線局の種別に合わせ五年に変更する。

（２）無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を改正する省令案

エリア放送を行う地上一般放送局の再免許の申請期間を有効期間満了前一箇月以上三箇月（今年度は二箇月※）を超えない期間と定めていたものを、免許の有効期間が五年のその他の無線局の種別に合わせ三箇月以上六箇月を超えない期間に変更する等。

※　平成二十四年三月三十日に公布された放送法施行規則等の一部を改正する省令の附則第三項（無線局免許手続規則の一部改正に伴う経過措置）において、今年度は、再免許の申請期間を有効期間満了前一箇月以上二箇月を超えない期間と規定。

３　施行日

平成２５年２月１日

諮問第36号参考資料1

電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案について
～エリア放送制度の見直し～

情報流通行政局
平成24年11月

エリア放送の制度見直しについて（経緯）

○ **エリア放送は、他のホワイトスペース利用システムに先行して制度化し、平成24年4月2日から導入。**

○ **このエリア放送制度については、他のホワイトスペース利用システム**（特定ラジオマイク、災害向け通信システム（災害ロボット・機器）、センサーネットワーク等）**がホワイトスペースを共用するための技術面、運用面での具体的な検討について平成24年度に行われる予定であることから、免許の有効期間を1年**（平成24年度末まで）**とし、平成25年度以降の制度は、当該検討を踏まえ見直しを行うとしていたもの。**

（参考） ホワイトスペース利用システムに係る共用・運用調整等に係る措置・検討状況

○ 特定ラジオマイク（本年6月に制度化（技術基準等の策定））に関して、エリア放送は、平成25年度以降は特定ラジオマイクの局に対して有害な混信を生じさせてはならず、また同局からの有害な混信に対して保護を要求してはならないことを周波数割当計画に規定。（本年4月17日）。
　特定ラジオマイクに対する混信保護基準については、情報通信審議会での検討を踏まえ本年度中に策定する予定。

○ 特定ラジオマイク、エリア放送、その他のホワイトスペース利用システムが、周波数を共用していくに当たって、混信を未然に防止するため、免許人相互間で運用調整を行っていくための仕組みの検討が、ホワイトスペース推進会議に設けられたホワイトスペース利用作業班で行われ、本年10月に中間とりまとめが行われたところ。（来年1月に最終とりまとめ予定。）
　※ 来年1月を目途として運用調整の仕組みを整備。

ホワイトスペースにおける運用調整の仕組み（イメージ）

注）現在、ホワイトスペース利用作業班で詳細検討が行われているところ。　（参考）

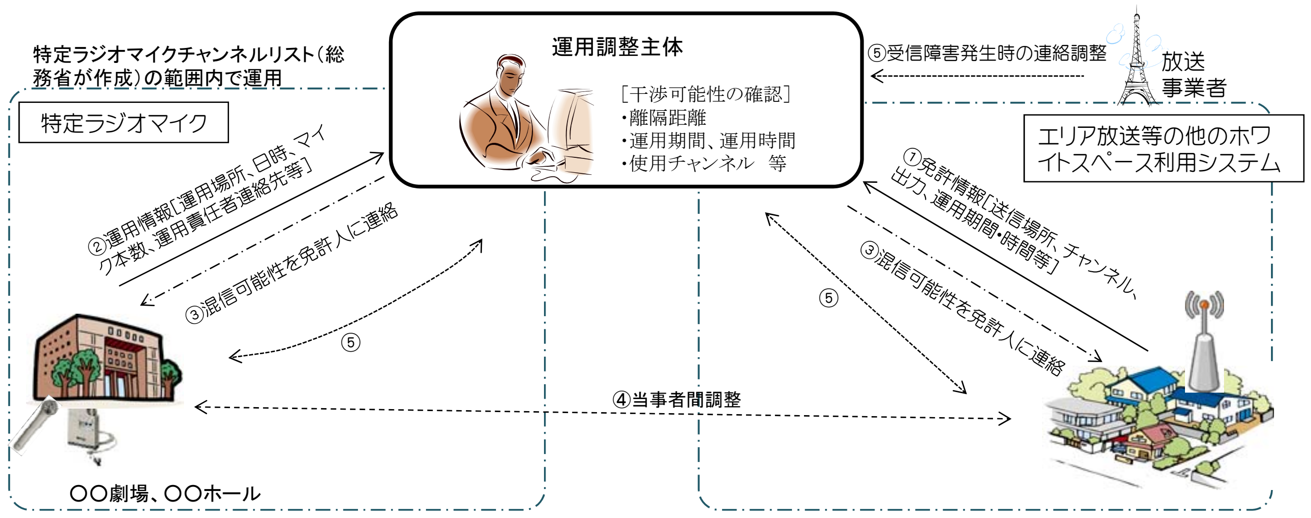

〈運用調整の流れのイメージ〉
①エリア放送は、免許情報を運用調整主体に登録。
②特定ラジオマイクは、無線局運用前に、運用情報を運用調整主体に連絡。
③運用調整主体は、①及び②の情報から混信可能性を確認し、可能性があると判断した場合は、当該エリア放送及び特定ラジオマイクの免許人に連絡。
④当事者間で運用調整（特定ラジオマイクは使用時間帯、使用チャンネル等を、エリア放送は放送時間、出力等を免許人間で調整）。
----
⑤地デジの受信障害等発生時、運用調整主体は、把握している各地の特定ラジオマイク及びエリア放送の運用情報から、障害発生原因と考えられる運用者を特定し、地デジ事業者等がこれらの運用者へ連絡ができるよう対応。

エリア放送の制度見直し（諮問事項）

免許の有効期間関係（電波法施行規則、無線局免許手続規則等）

○現行制度
　１年（本年度に免許したものは平成24年度末まで）

※　「エリア放送の制度については、エリア放送以外のホワイトスペース利用システム（特定ラジオマイク、災害向け通信システム（災害ロボット等）、センサーネットワーク等）がホワイトスペースを共用するための技術面、運用面での具体的な検討が平成24年度に行われる予定であるため、免許の有効期間を平成24年度末までとし、当該検討を踏まえ平成25年度以降の制度の見直しを行う」
（出典）ホワイトスペースを活用したエリア放送型システムの制度整備案に対する意見募集（制度整備案の概要）

【見直し案】：5年
一般的に無線局の免許の有効期間は5年であることに鑑み、エリア放送についてもこれに合わせ、5年とする。
※　現在、臨時目的放送や試験的な業務・運用等を行う無線局以外の無線局の有効期間は5年。（電波法施行規則第7条）

◆　免許の有効期間を5年とするのに合わせ、再免許に係る申請期間を免許の有効期間満了前3ヶ月以上6ヶ月を超えない期間（現行は有効期間満了前1ヶ月以上3ヶ月（今年度は2ヶ月※）を超えない期間）に改める。

※平成二十四年三月三十日に公布された放送法施行規則等の一部を改正する省令の附則第三項（無線局免許手続規則の一部改正に伴う経過措置）において、今年度は、再免許の申請期間を有効期間満了前一箇月以上二箇月を超えない期間と規定。

◎　電波法（昭和二十五年五月二日法律第百三十一号）
（免許の有効期間）
第十三条　免許の有効期間は、免許の日から起算して五年を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。

◎　電波法施行規則（昭和二十五年十一月三十日電波監理委員会規則第十四号）
（免許等の有効期間）
第七条　法第十三条第一項の総務省令で定める免許の有効期間は、次の各号に掲げる無線局の種別に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
一　地上基幹放送局（臨時目的放送を専ら行うものに限る。）　当該放送の目的を達成するために必要な期間
二　地上基幹放送試験局　二年
二の二　地上一般放送局（エリア放送（放送法施行規則第百四十二条第二号 に規定するエリア放送をいう。以下同じ。）を行うものに限る。）　一年
三　衛星基幹放送局（臨時目的放送を専ら行うものに限る。）　当該放送の目的を達成するために必要な期間
四　衛星基幹放送試験局　二年
五　特定実験試験局（総務大臣が公示する周波数、当該周波数の使用が可能な地域及び期間並びに空中線電力の範囲内で開設する実験試験局をいう。以下同じ。）　当該周波数の使用が可能な期間
六　実用化試験局　二年
七　その他の無線局　五年

エリア放送の制度見直し（諮問事項以外）

免許審査手続（周波数割当可能性の審査）関係　（無線局免許手続規則、電波法関係審査基準）

（1）　特定ラジオマイクとの間の審査

①　免許申請書の添付書類として、特定ラジオマイクとの**混信防止のための運用調整に関する資料を追加し、混信防止のための運用調整を行うものであれば周波数割当が可能と判断する。**

②　**免許の条件**：現行の条件（※）に加えて、**「この周波数の使用は既に割り当てられているもしくは後日に開設される特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局からの混信を容認することとし、また、それらの無線局に対して混信を与えない場合に限る。」**旨を条件として付与。

※　現行の条件（対：地上デジタル放送関係）
「この周波数の使用は既に割り当てられているもしくは後日に開設される一次業務（地上デジタル放送）の無線局からの混信を容認することとし、また、それらの無線局に対して混信を与えない場合に限る」

（2）　他のエリア放送との間の審査

・　**既存のエリア放送と区域が重なる場合であっても、当該エリア放送の免許人との間で協議し、混信防止のための措置及び当該措置に関する同意が得られているものであれば周波数割当が可能と判断する。**

その他　（電波法関係審査基準）

・　規定の明確化（空中線電力及び実効輻射電力について原則を超える特別な状況を認める場合の具体化等）　等

スケジュール（予定）　　（参考）

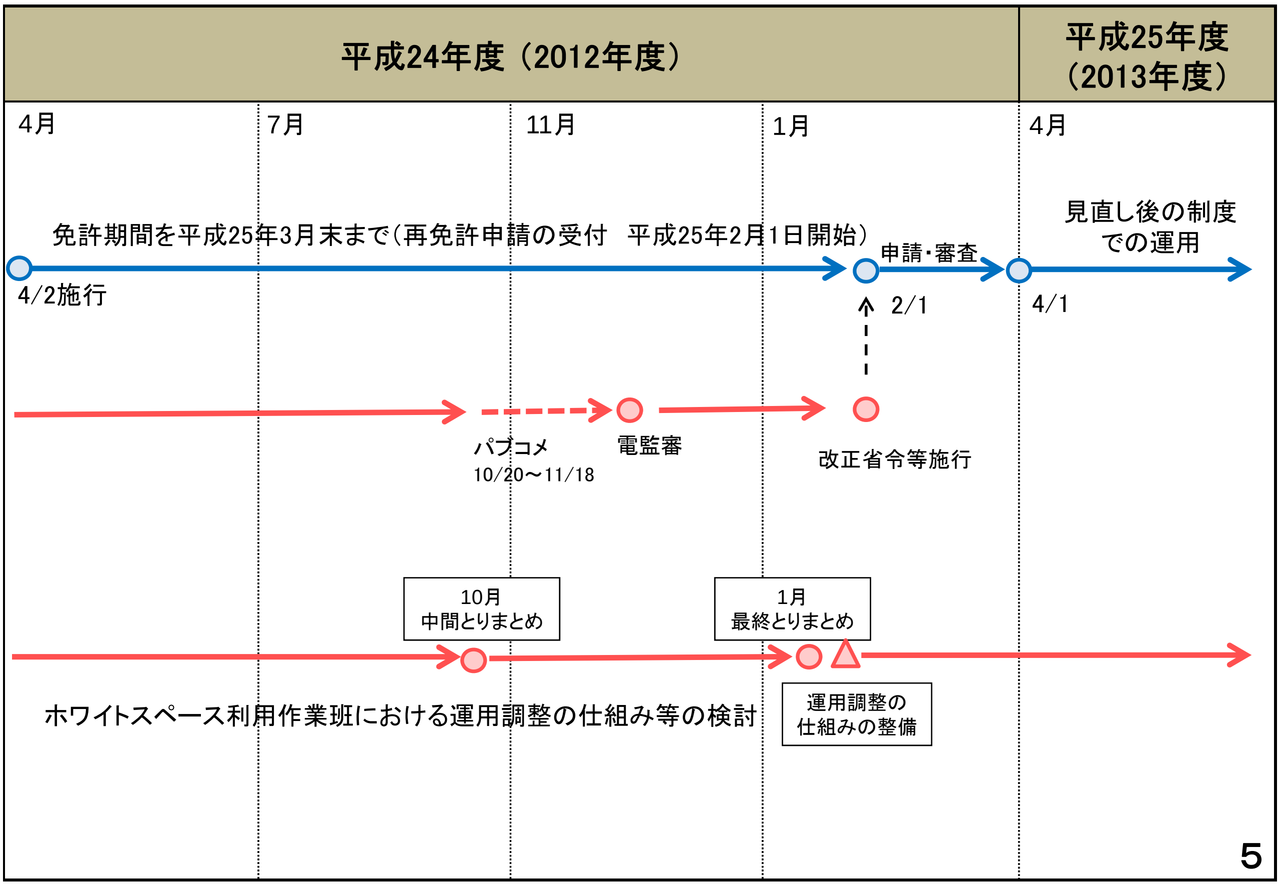

諮問第36号参考資料2

エリア放送の概要と免許状況

情報流通行政局
平成24年11月

エリア放送の概要（平成24年4月2日制度施行）

地上デジタルテレビジョン放送に割り当てられたUHF帯のホワイトスペース※を活用して行われるワンセグ携帯等の地上デジタルテレビジョン放送受信機に向けたエリア限定の放送サービス。

※ホワイトスペース：放送用などの目的に割り当てられているが、地理的条件や技術的条件によって、他の目的にも利用可能な周波数。

１　制度の概要

- 一の市町村の一部の区域のうち、特定の狭小な区域における需要に応えるための放送（放送法施行規則第142条第2号）。
- 放送の種類は、届出一般放送
  （参考）臨時かつ一時的（1ヶ月以内）な利用の場合や、微弱な電波を使用（受信エリアの目安は数m）する場合は、届出も不要（放送法の適用除外）。
- 免許審査は、申請順（先願主義）。＜参入希望者は、使用可能な周波数の目安となる表（チャンネルスペースマップ）を参考に申請＞
- 免許期間は1年（ただし、本年度に免許したものは平成24年度末まで）。

２　技術基準

- 使用周波数帯　：　470MHz～710MHzのホワイトスペース（チャンネルスペースマップを参考に選定）
- 空中線電力　：　フルセグ型（5.7MHz）：原則10mW以下、特例130mW以下、　ワンセグ型（468kHz）：原則(10/13)mW以下、特例10mW以下
- 業務区域　：　原則の空中線電力の場合の例　半径 数十m～200m程度
  ＜低雑音かつ障害物がない地域において、指向性を持たせた場合は、約1km程度まで到達するケースもある＞

エリア放送が使用するホワイトスペースのイメージ

・ある周波数（チャンネル）における地デジのエリアの隙間の内、地デジに混信を与えない設置場所で、その周波数がホワイトスペースとして利用可能。

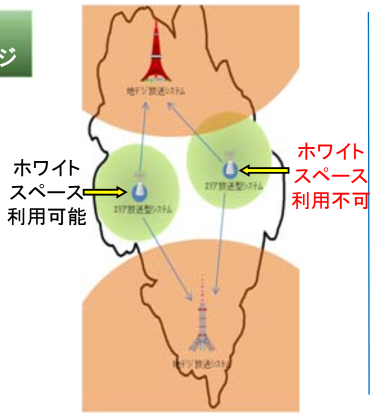

エリア放送のチャンネルスペースマップ

参考

■ 検討の条件
- 市区町村役場において、エリア放送を行う地上一般放送局を仮に1つ設置した場合を想定。
- 最大実効輻射電力は130mW（フルセグ型）、地上高20mから無指向性アンテナを用いて送信する条件で計算。

■ 留意点
- 地上デジタル放送の受信に干渉を与えるおそれが少ないことが計算で確認されたチャンネルに「○」を記載。
- 「○」の場合でも、具体的な設置場所での影響や近隣の地デジ受信世帯にブースター障害を与えないこと等を確認する必要あり。
- 「○」が記載されていない場所・チャンネルでも、送信電力の低減等によって利用可能となる場合もあり、個別検討が必要。

◎ チャンネルスペースマップ 第2版（平成24年8月1日）より抜粋

都道府県	団体コード	市区町村	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
埼玉県	111015	さいたま市西区																					○	○
	111023	さいたま市北区																					○	○
	111031	さいたま市大宮区																					○	○
	111040	さいたま市見沼区																					○	○
	111058	さいたま市中央区						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○
	111066	さいたま市桜区									○												○	○
	111074	さいたま市浦和区							○														○	○
	111082	さいたま市南区									○												○	○
	111091	さいたま市緑区							○				○	○	○	○	○						○	○
	111104	さいたま市岩槻区																					○	○
	112011	川越市																					○	○
	112020	熊谷市																						
	112038	川口市				○	○												○				○	○
	112062	行田市																					○	○
	112071	秩父市			○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○						
	112089	所沢市																					○	○
	112097	飯能市								○								○	○	○	○	○	○	○
	112101	加須市																					○	○
	112119	本庄市																						
	112127	東松山市																					○	○
	112143	春日部市																					○	○
	112151	狭山市									○												○	○
	112160	羽生市																					○	○
	112178	鴻巣市																						
	112186	深谷市																						
	112194	上尾市																					○	○
	112216	草加市																					○	○
	112224	越谷市							○														○	○
	112232	蕨市				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○

⋮

- エリア放送で利用可能なチャンネルの目安
- 申請にあたっての参考

エリア放送の免許状況①

現在までに、エリア放送を行う地上一般放送局、17者31局に免許（7者8局は既に廃止）を付与。

平成24年11月1日現在

地方局名	免許人名	実施場所	局数	内容	チャンネル	種類	空中線電力	免許状況
東北	学校法人 専修大学石巻専修大学	石巻市（石巻専修大）	1	学内情報、地域のイベント情報等	31	ワンセグ	3.8mW	7月11日付免許
	（株）MTS&プランニング	福島市（福島市）	1	「福島わらじまつり」のPR	44	フルセグ	50mW	7月27日付免許 8月8日廃止
関東	エリアポータル（株）	①中央区（人形町、銀座） ②千代田区（秋葉原）	①2 ②1	地域の店舗情報やイベント情報等	40	ワンセグ フルセグ	0.37mW, 4.81mW	8月30日付免許（人形町） 11月1日付免許（秋葉原、銀座）
	（株）湘南ベルマーレ	平塚市（平塚競技場）	1	スタジアムでの試合開催時における選手情報や試合情報等	42	ワンセグ	0.76mW	7月13日付免許
	（株）TBSテレビ	港区（赤坂サカス）	1	赤坂サカスでのイベントにおける関連情報等	45	フルセグ	10mW	6月4日付免許
	（株）ボードウォーク	渋谷区（渋谷、原宿）	3	渋谷・原宿エリアにおける情報配信	42	フルセグ	1mW	6月18日付免許
	森ビル（株）	港区（六本木ヒルズ）	3	施設内のイベント情報、防災情報等	39	フルセグ	40mW, 50mW	8月16日付免許
	（公財）埼玉県公園緑地協会	さいたま市（埼玉ｽﾀｼﾞｱﾑ）	1	スタジアムでのイベント開催時における関連情報、防災情報等	37	ワンセグ	10mW	8月30日付免許
	（株）千葉ロッテマリーンズ	千葉市（千葉マリンスタジアム）	1	スタジアムでのプロ野球生中継	42	ワンセグ	0.77mW	9月20日付免許 9月30日廃止

エリア放送の免許状況②

地方局名	免許人名	実施場所	局数	内容	チャンネル	種類	空中線電力	免許状況
関東	（有）ブランチ・ランチ	八王子市（東京工科大）	2	東京工科大学キャンパスにて学園祭情報配信	52	ワンセグ	0.077mW	10月5日付免許 10月10日廃止
	（株）九州テン	港区（品川ｸﾞﾗﾝﾄﾞｾﾝﾄﾗﾙﾀﾜｰ）	1	イベントでの製品デモ	14，38	ワンセグ	0.1mW	10月9日付免許 10月11日廃止
北陸	福井テレビジョン放送（株）	福井市（福井駅前）	1	駅前におけるイベント開催時に情報配信	42	フルセグ	10mW	8月1日付免許 8月31日廃止
	石川テレビ放送（株）	野々市市（金沢工業大）	1	金沢工業大学キャンパスにて学園祭情報配信	37	フルセグ	10mW	10月15日付免許 10月21日廃止
四国	（株）ハートネットワーク（CATV事業者）	①新居浜市（ﾃﾚｺﾑﾌﾟﾗｻﾞ、ｲｵﾝﾓｰﾙ、市役所） ②西条市（ﾌﾚｽﾎﾟ西条）	①6 ②1	行政情報、観光情報、緊急情報等	34，32	フルセグ	10mW, 50mW	10月3日付免許
九州	（株）テレビ西日本	福岡市（本社ロビー）	1	イベント来場者向けの催事情報提供	39	フルセグ	7mW	7月27日付免許 7月29日廃止
	学校法人　中村産業学園　九州産業大学	福岡市（九州産業大）	1	学内情報、イベント情報等	45	ワンセグ	0.76mW	8月30日付免許
	（株）九州テン	①佐世保市（本社） ②福岡市（支店）	①1 ②1	来訪者に対する製品デモ	51	ワンセグ	0.1mW	8月8日付免許

資料　４

電波監理審議会会長会見用資料

平成２４年１１月２８日

外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を有線テレビジョン放送事業者に放送と同時に提供する業務の認可について
（平成２４年１１月２８日　諮問第３７号）

（連絡先）
電波監理審議会について
総務省総合通信基盤局総務課
（成田課長補佐、安倍係長）
電話：０３－５２５３－５８２９
諮問内容について
総務省情報流通行政局放送政策課
（西潟課長補佐、関本係長）
電話：０３－５２５３－５７７８
総務省情報流通行政局衛星・地域放送課国際放送推進室
（長谷川課長補佐、内藤係長）
電話：０３－５２５３－５７９８

諮問第３７号説明資料

外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を有線テレビジョン放送事業者に放送と同時に提供する業務の認可について

１．申請の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和２５年法律第１３２号。以下「法」という。）第２０条第１０項の規定に基づき、以下のとおり、同条第２項第８号の業務の認可申請があった。

項　目	申　請　の　概　要
１　業務の内容	国内の有線テレビジョン放送事業者に対し、その実施する有線テレビジョン放送の業務の用に供するため、外国衛星を通じ、協会が実施する外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を当該放送と同時に提供するもの。
２　業務を行うことを必要とする理由	本業務により、国内在住の外国人視聴者の日本理解の促進と外国人視聴者の意見等を通じた番組の質の向上を図り、国際放送の進歩・発達を推進する必要があるため。
３　業務の実施計画の概要	（１）提供する番組及び態様 有線テレビジョン放送事業者が平成２５年１月以降に実施する自主放送の用に供するため、外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を当該放送と同時に提供する。 （２）提供方法 番組の提供は、アジアサット等の外国衛星から送信される外国人向けテレビジョン国際放送を、有線テレビジョン放送事業者が、自らの負担で直接又は他の事業者を介して受信することにより実施する。 （３）提供の条件 提供する番組は、外国人向けテレビジョン国際放送の全放送番組である。なお、協会が認める場合には、有線テレビジョン放送事業者は、協会が提供する外国人向けテレビジョン国際放送の全放送番組のうち、一部の放送番組を有線テレビジョン放送することがある。また、提供は無償とする。一方、提供先の有線テレビジョン放送事業者は、当該放送番組の放送については、加入者から追加料金を徴収しないこととする。このほか、提供に当たり法に定められた国内番組編集準則や当該有線テレビジョン放送事業者の番組基準に適合さ

	せることを目的とする限りにおいて、当該有線テレビジョン放送事業者による番組の改編等を認める。 （４）提供先 　提供先は、国内在住の外国人視聴者の日本理解を促進するために協会から外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組の提供を受け、当該放送番組を自主放送する等の実施計画を有する有線テレビジョン放送事業者であって、協会が本業務を実施するに相応しいと認めた者とする。 （５）業務の実施時期 　業務の実施時期は、平成２５年１月１日から平成２７年１２月３１日までとする。
４　業務の収支の見込み	無償提供のため収入はなく、業務に当たっての支出も生じない見込み。
５　業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法	新たに必要とする資金はない。
６　その他必要な事項	（１）提供の継続が必要な場合は、提供継続のための認可申請を行うこととする。 （２）業務の実施状況については、適時報告する。

２．審査

審査の結果は、次の表のとおりであり、申請どおり認可することといたしたい。

審査項目	審　査　結　果
１　放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務であること（法第２０条第２項第８号）	特に必要な業務であると認められる。 （理由） 申請に係る業務は、国内の有線テレビジョン放送事業者に対し、その実施する有線テレビジョン放送の業務の用に供するため、外国衛星を通じて、協会が実施する外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を当該放送と同時に提供するものである。 当該業務は開始からおよそ２年を迎えようとする現時点においてその提供先の拡大の途上にあり、今後もより一層の提供先の拡大（現在１１社へ提供を行っており、さらに１社への提供について調整中）及び提供先である有線テレビジョン放送事業者の放送を通じた当該放送番組の外国人視聴者の増加が期待されるところである。 協会が外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を国内の有線テレビジョン放送事業者に対して引き続き提供することにより、当該事業者による放送を通じて、国内在住の外国人等多数の者の視聴が期待でき、当該視聴者からの意見等が番組制作に反映されることによって、当該番組の番組内容の改善が図られること、外国人向けテレビジョン国際放送に対する当該視聴者の理解・関心が深まること、国内在住の外国人視聴者の日本理解が促進されること及び当該視聴者を介して国外における外国人向けテレビジョン国際放送の認知度が向上することが期待できる。 以上の点から、協会が申請に係る業務を行うことにより、外国人向けテレビジョン国際放送の普及促進や内容の充実に寄与することはもとより、我が国の放送及びその受信の進歩発達に資するところが大きいと考えられるため、当該業務は放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務であると認められる。
２　営利を目的としないものであること（法第２０条第４項）	本件番組提供は無償提供のため収入はなく、営利を目的とするものではないと認められる。

（参考）これまでの経緯

放送法第２０条（旧放送法第９条）第２項第８号の業務として、外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を有線テレビジョン放送事業者に放送と同時に提供する業務の認可について、平成２２年１２月８日及び平成２３年１２月９日に認可。

（参照条文）

○　放送法（昭和２５年法律第１３２号）

（目的）

第１５条　協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送（国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。）を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

（業務）

第２０条　協会は、第１５条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～三　（略）

四　邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。

五　邦人向け協会国際衛星放送及び外国人向け協会国際衛星放送を行うこと。

２　協会は、前項の業務のほか、第１５条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一～三　（略）

四　放送番組及びその編集上必要な資料を外国放送事業者に提供すること（前号に掲げるものを除く。）。

五　前項の業務に附帯する業務を行うこと（前各号に掲げるものを除く。）。

六・七　（略）

八　前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。

３　（略）

４　協会は、前三項の業務を行うに当たつては、営利を目的としてはならない。

５～９　（略）

１０　協会は、第２項第８号又は第３項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

１１　（略）

（電波監理審議会への諮問）

第１７７条　総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一　（略）

二　第１８条第２項（定款変更の認可）、第２０条第８項（第６５条第５項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第２０条第９項（提供基準の認可）、同条第１０項（任意的業務の認可）、第２２条（独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第６４条第２項及び第３項（受信料免除の基準及び受信契約条項の認可）、第６５条第１項（国際放送等の実施の要請）、第６６条第１項（放送に関する研究の実施命令）、第７１条第１項（収支予算等の認可）、第８５条第１項（放送設備の譲渡等の認可）、第８６条第１項（放送の廃止又は休止の認可）、第８９条第１項（放送の

廃止又は休止の認可）、第９３条第１項（基幹放送の業務の認定）、第９６条第１項（地上基幹放送の業務の場合に限る。）（認定の更新）、第９７条第１項本文（基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可）、第１２０条（放送局設備供給役務の提供条件の変更命令）、第１４１条（受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令）、第１５６条第１項、第２項若しくは第４項（有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令）、第１５９条第１項（認定放送持株会社に関する認定）又は第１６７条第１項（センターの指定）の規定による処分

三～五　（略）

２　（略）

○　放送法施行規則（昭和２５年電波監理委員会規則第１０号）

（業務の認可申請）

第１３条　法第２０条第１０項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

一　業務の内容

二　業務を行うことを必要とする理由

三　業務の実施計画の概要

四　業務の収支の見込み

五　業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法

六　その他必要な事項

外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を有線テレビジョン放送事業者に放送と同時に提供する業務のイメージ

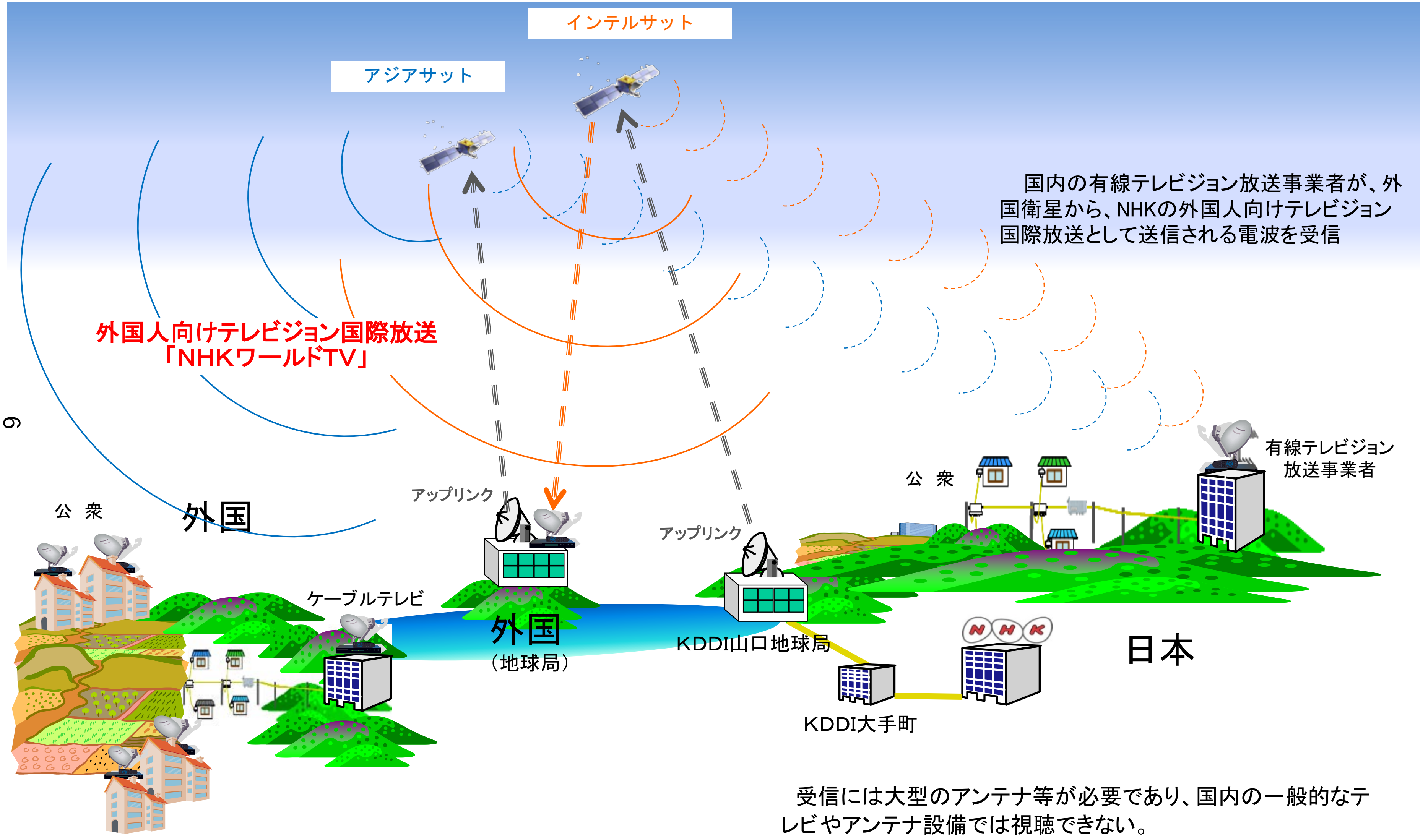

外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を有線テレビジョン放送事業者に放送と同時に提供する業務の現状

○　ＮＨＫは、外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を、次の11社の有線テレビジョン放送事業者に対して、当該放送と同時に提供中（平成24年11月1日現在）
○　現在さらに１社への提供について調整中

（現在の提供先）

ケーブルテレビ局	主な対象エリア
研究学園都市コミュニティケーブルサービス	【茨城県】つくば市
愛媛ＣＡＴＶ	【愛媛県】松山市、砥部町など
福井ケーブルテレビ	【福井県】福井市、池田町
さかいケーブルテレビ	【福井県】坂井市、あわら市
嶺南ケーブルネットワーク	【福井県】敦賀市
豊島ケーブルネットワーク	【東京都】豊島区
ＪＷＡＹ	【茨城県】日立市
南東京ケーブルテレビ	【東京都】品川区
東京ベイネットワーク※	【東京都】中央区・江東区
上越ケーブルテレビジョン	【新潟県】上越市・妙高市
四国中央テレビ	【愛媛県】四国中央市

※　東京ベイネットワークにおいては、一部の番組のみを放送している。

（参考）外国人向けテレビジョン国際放送の概要

・放送時間　１日23時間程度（株式会社日本国際放送の独自放送を含めて24時間）
・使用言語　英語
・使用衛星数　計24基

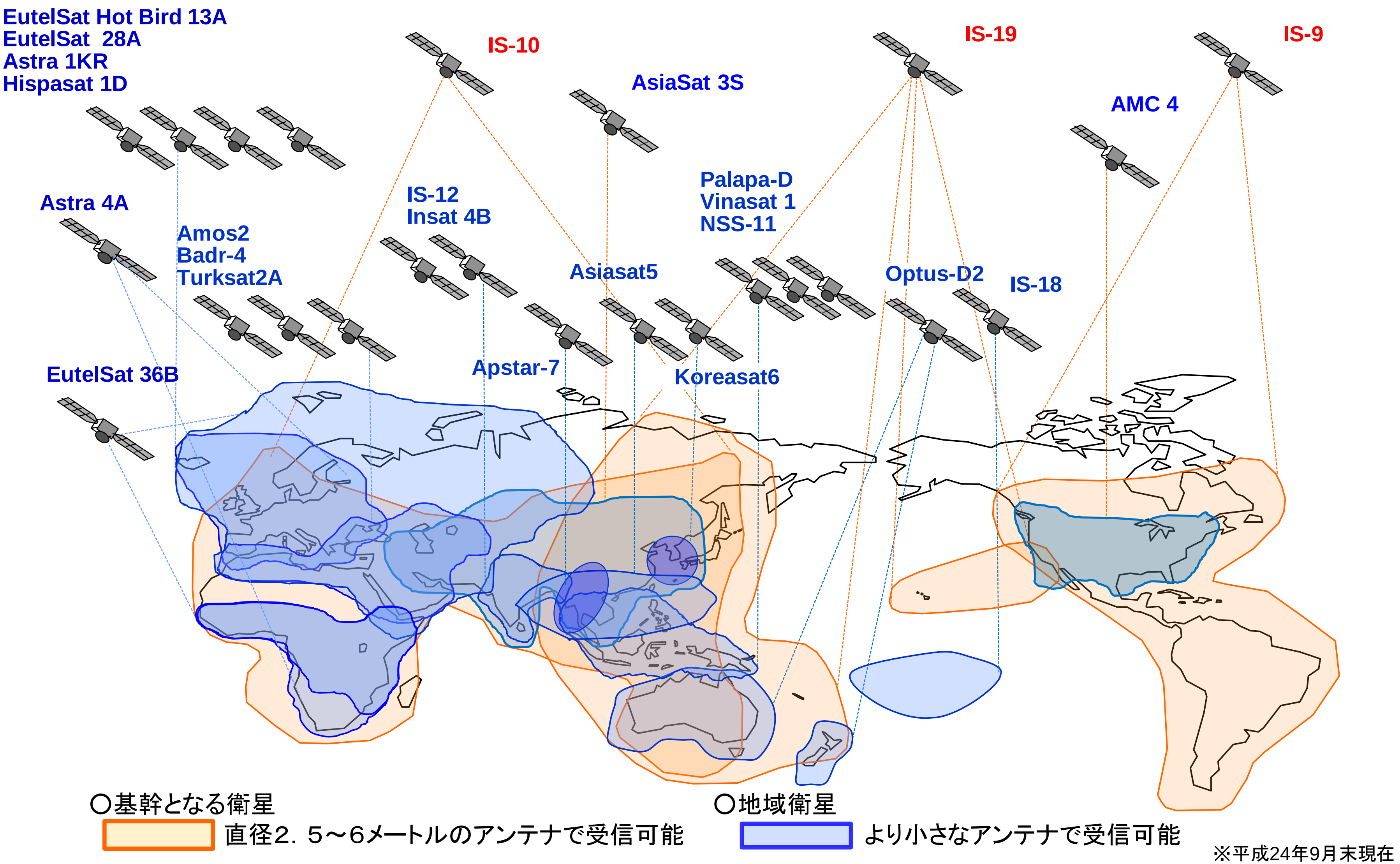

※平成24年9月末現在